

豊橋市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が耐震改修事業を実施する場合に、予算の範囲内において当該耐震改修事業に要する費用の一部を補助することにより、地震発生時における建築物の倒壊等による災害を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条の規定により耐震診断が義務付けられた既存耐震不適格建築物をいう。
- (2) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第7条第2号に規定する建築物をいう。
- (3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 建築物 第3号に規定する住宅以外の建築物をいう。
- (6) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者をいう。
- (7) 耐震診断 耐震診断資格者等が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (8) 安全な構造 告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）に規定する地震に対する安全な構造をいう。
- (9) 耐震改修事業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 耐震改修工事を行うことを前提としたものであって、告示第184号別添第2に規定する方法による建築物が地震に対して安全な構造となるように設計することをいう（以下「耐震改修設計」という。）。
 - イ 告示第184号別添第2に規定する方法による建築物が地震に対して安全な構造となるように工事することをいう（以下「耐震改修工事」という。）。
- (10) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以

下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。

(1 1) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項(第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

(1 2) 申請者 この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震改修事業を実施しようとする者をいう。ただし、第5条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とし、管理組合を構成している場合は、管理組合を申請者とする。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内にある要安全確認計画記載建築物であること。

(2) 耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し若しくは崩壊する危険性が高い又はその危険性があると判断されたものであること。

(3) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。ただし、耐震改修設計に係る補助金の交付を受けた後に耐震改修工事に係る補助金を受けようとする場合、又は複数年度にわたる耐震改修工事で過年度分の補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者であること。ただし、所有者が複数存在する場合は、申請者が補助金を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 区分所有者がいる場合は、全ての区分所有者の同意を得ていること。ただし、区分所有者が管理組合を構成している場合は、当該管理組合の合意を得ていること。

イ 共有者がいる場合は、全ての共有者の同意を得ていること。

(2) 補助対象建築物の使用人が当該補助対象建築物の所有者と異なる場合又は補助対象建築物の存する土地の所有者が当該補助対象建築物の所有者と異なる場合は、当該使用者又は土地の所有者に対して、申請者が補助金を受けることについて同意を得ていること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をその役員に含む法人でないこと。

(4) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる耐震改修事業は、第3条第9号に掲げるものとする。ただし、耐震改修設計にあっては、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会において適切である旨の評価を受けた計画に基づくものに限る。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助

金の交付額は、次の表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の交付額
耐震改修設計	耐震改修設計に要する経費	補助対象経費の 5 / 6 以内の額
耐震改修工事	耐震改修工事に要する経費 ただし、次の方法により算出した額を限度とする。 《建築物の場合》 補助対象限度額 = 51,200 (円 / m ²) × 対象建築物の延べ面積 (m ²) ※耐震診断の結果、I _s (構造耐震指標) の値が0.3 未満相当である場合は56,300 (円 / m ²) 《マンションの場合》 補助対象限度額 = 50,200 (円 / m ²) × 対象建築物の延べ面積 (m ²) ※耐震診断の結果、I _s (構造耐震指標) の値が0.3 未満相当である場合は55,200 (円 / m ²) 《戸建て住宅等の場合》 補助対象限度額 = 34,100 (円 / m ²) × 対象建築物の延べ面積 (m ²)	補助対象経費の11 / 15以内の額

2 補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の補助の交付額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第8条 補助金の交付を受けて耐震改修設計を行おうとする者は、当該補助金の交付を受けようとする前年度の9月末日までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金事前相談書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し又は耐震診断の結果が分かる資料

(2) 案内図、配置図、各階平面図

(3) 耐震改修設計に係る見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けて耐震改修工事を行おうとする者は、当該補助金の交付を受けようとする前年度の9月末日までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金事前相談書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 要安全確認計画記載建築物耐震設計費補助金交付決定通知書の写し

(2) 耐震改修工事費の見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の申請)

第9条 耐震改修設計に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修設計の実施に関する契約を締結する前に、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し又は耐震診断の結果が分かる資料
- (2) 補助額算定書(様式第3号)
- (3) 案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図その他の関係図面
- (4) 耐震改修設計費の見積書の写し
- (5) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付申請をすることに関して全ての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、当該管理組合の規約並びに耐震改修設計の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
- (6) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付申請をすることに関して全ての共有者の同意を得たことを証する書類
- (7) 申請者が土地所有者と異なる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付申請をすることに関して全ての土地所有者の同意を得たことを証する書類
- (8) 耐震診断結果報告概要書(様式第4号)
- (9) 現状写真(外観がわかるもの)
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付申請書(様式第2号の2)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し又は耐震診断の結果が分かる資料(耐震改修設計に係る補助金の交付を受けた場合を除く。)
- (2) 補助額算定書
- (3) 耐震改修工事費の見積書の写し及び積算内訳書
- (4) 耐震改修評定結果報告概要書(様式第5号)
- (5) 耐震改修設計に係る評定の評定通知書の写し
- (6) 案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図その他の関係図面
- (7) 耐震改修を行う箇所及びその方法等を示した図書
- (8) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付申請をすることに関して全ての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、当該管理組合の規約並びに耐震改修工事の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
- (9) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付申請をすることに関して全ての共有者の同意を得たことを証する書類
- (10) 申請者が土地所有者と異なる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付申請をすることに関して全ての土地所有者の同意を得たことを証する

書類

- (11) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に対して通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。
(地位の承継)

第11条 申請者について相続、合併又は分割（当該営業等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人が、既に補助金の交付決定をされた内容に従って耐震改修事業を行う場合は、市長に対し、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業承継届（様式第7号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して届け出なければならない。

- 2 申請者が、破産その他のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合であって、当該地位を承継した第三者が、既に補助金の交付決定をされた内容に従って耐震改修事業を行う場合は、市長に対して前項の規定による届出をし、その地位を承継することができるものとする。
- 3 申請者は、前2項に定める場合を除くほか、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付申請の取下げ)

第12条 申請者は、補助金の交付決定を受けた場合において、交付の決定内容に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げをするときは、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付申請取下届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
(計画変更等の承認)

第13条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業計画変更等申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (2) 耐震改修事業の内容を変更するとき。
- (3) 耐震改修事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、変更等申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の耐震改修事業に要する経費の見積書の写し
- (2) 変更図面その他変更内容が分かる書類
- (3) 補助額算定書

3 申請者は、第1項第2号の場合において、補助金の額に変更を生じないときは、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業計画変更届（様式第10号）に変更

の内容がわかる書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 申請者は、耐震改修事業が予定の期間内に完了しないとき又は耐震改修事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

6 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金変更決定通知書（様式第11号）により申請者に対し通知するものとする。

（着手届）

第14条 申請者は、耐震改修事業に着手したときは、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業着手届（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修事業の実施に係る契約書の写し

（2）実施工程表（耐震改修工事の場合に限る。）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する着手届は、補助金の交付決定のあった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（中間検査）

第15条 市長は必要と認める場合において、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができるものとする。

2 前項の規定により中間検査を実施するときは、市長は、指定した工程を要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金中間検査工程指定書（様式第13号）により申請者に対して通知するものとする。

3 申請者は、耐震改修工事が指定工程に達したときは、要安全確認計画記載建築物中間検査申請書（様式第14号）に、中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、適切に工事が実施されているかどうか、中間検査を行い、その結果を申請者に要安全確認計画記載建築物中間検査結果通知書（様式第15号）により通知するものとする。

5 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合は、当該耐震改修工事が適切に実施されるよう申請者に対して必要な指示をすることができる。

（実績の報告）

第16条 申請者は、耐震改修設計が完了したときは、第10条第1項の規定による補助金交付決定のあった日の属する年度の2月末日（末日が市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、市の休日の翌日とする。以下同じ。）までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業完了実績報告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 評定に係る評定通知書の写し
- (3) 請求書又は領収書の写し（請求書による場合は補助金の交付後、領収書の写しを提出すること。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、工事完了の日から起算して30日以内又は第10条第1項の規定による補助金交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業完了実績報告書（様式第16号の2）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真（施工状況が分かるもの）
- (2) 工事施工状況報告書（様式第17号）
- (3) 請求書又は領収書の写し（請求書による場合は補助金の交付後、領収書の写しを提出すること。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金確定通知書（様式第18号）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

第18条 申請者は、前条に基づく補助金確定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金請求書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第19条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 第5条第3号又は第4号に該当する者であることが判明したとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（全体設計承認）

第20条 申請者は、耐震改修工事が複数年度にわたる場合は、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計承認申請書（様式第20号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 当該耐震改修事業に係る年度ごとの工程が確認できる書類
- (2) 当該耐震改修事業に係る年度ごとの資金計画が確認できる書類
- (3) 当該耐震改修事業に係る年度ごとの出来高の見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、当該耐震改修事業に係る事業費の総額、年度ごとの工程、出来高、補助金の交付額等に関する設計（以下「全体設計」という。）について、当該全体設計に基づく耐震改修事業に係る第9条第1項又は第2項の規定による補助金の交付申請をするときまでに行い、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請の内容を適当と認めて承認したときは、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計承認通知書（様式第21号）により申請者に対し通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により全体設計を承認したことを通知する場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。
- 5 申請者が、第3項の承認を受けた後において、承認を受けた当該全体設計について変更（変更の内容が軽微なものとして市長が認めたものを除く。）、中止、又は廃止（以下「変更等」という。）を行う場合は、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計変更等承認申請書（様式第22号）に変更等の内容が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、全体設計の変更を承認したときは、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計変更等承認通知書（様式第23号）により申請者に対し通知するものとする。

第21条 申請者は、補助金の交付に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

要 綱	名 称	様 式
第8条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金事前相談書	第1号、 第1号の2
第9条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付申請書	第2号、 第2号の2
第9条、 第13条	補助額算定書	第3号
第9条	耐震診断結果報告概要書	第4号
第9条	耐震改修評定結果報告概要書	第5号
第10条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付決定通知書	第6号
第11条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業承継届	第7号
第12条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付申請取下届	第8号

第13条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業計画変更等申請書	第9号
第13条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業計画変更届	第10号
第13条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金変更決定通知書	第11号
第14条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業着手届	第12号
第15条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金中間検査工程指定書	第13号
第15条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金中間検査申請書	第14号
第15条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金中間検査結果通知書	第15号
第16条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業完了実績報告書	第16号、 第16号の2
第16条	工事施工状況報告書	第17号
第17条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金確定通知書	第18号
第18条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金請求書	第19号
第20条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計承認申請書	第20号
第20条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計承認通知書	第21号
第20条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計変更等承認申請書	第22号
第20条	要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業全体設計変更等承認通知書	第23号